

第 90 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表に次のように加える。

万日山緑地公園	1平方メートル 1月につき	10円
---------	---------------	-----

別表第2の6の表中夜間照明の部に次のように加える。

補助灯	1時間につき	2,160円
-----	--------	--------

別表第2の6の表大型映像装置の項中「大型映像装置」を「大型映像装置A」に改め、同項の次に次のように加える。

大型映像装置B	一式1時間につき	4,540円
---------	----------	--------

別表第2の6の表小放送室の項の次に次のように加える。

更衣室A	1室1時間につき	650円
更衣室B	1室1時間につき	650円
ドーピング検査室	1室1時間につき	320円
控室A	1室1時間につき	110円
控室B	1室1時間につき	110円

別表第4の1の表中

「テニスコート	1面1時間につき
---------	----------

230円 490円」	を	「テニスコート	テニスコートA	1面1時間につき
			テニスコートB	1面1時間につき

230円 490円 230円 490円」	に改める。
-------------------------------	-------

第2条 熊本県都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中「2,420円」を「2,460円」に、「710円」を「720円」に、「920円」を「940円」に、「2,310円」を「2,350円」に、

「620円」を「630円」に、「630円」を「640円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「2,330円」を「2,370円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「1,780円」を「1,810円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「2,100円」を「2,140円」に、「1,410円」を「1,440円」に改める。

別表第1の3の表興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）の項中「35円」を「36円」に改める。

別表第1の4の表中「9,770円」を「9,950円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第2の1の表中「880円」を「900円」に、「770円」を「780円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「490円」を「500円」に、「610円」を「620円」に、「270円」を「280円」に、「440円」を「450円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「1,820円」を「1,850円」に、「460円」を「470円」に、「2,740円」を「2,790円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「430円」を「440円」に改める。

別表第2の2の表中「133,240円」を「135,710円」に、「870円」を「890円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「1,320円」を「1,340円」に、「2,450円」を「2,500円」に、「10,240円」を「10,430円」に、「2,570円」を「2,620円」に、「399,720円」を「407,120円」に、「30,740円」を「31,310円」に、「7,690円」を「7,830円」に、「12,830円」を「13,070円」に、「9,930円」を「10,110円」に、「390円」を「400円」に改める。

別表第2の3の表中「133,390円」を「135,860円」に、「10,270円」を「10,460円」に、「5,130円」を「5,230円」に、「330円」を「340円」に、「400,150円」を「407,560円」に、「30,790円」を「31,360円」に、「15,390円」を「15,680円」に改める。

別表第2の4の表中「1,080円」を「1,100円」に、「330円」を「340円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,390円」を「1,420円」に、「440円」を「450円」に、「280円」を「290円」に、「700円」を「710円」に改める。

別表第2の5の表中「1,650円」を「1,680円」に、「6,590円」を「6,710円」に、「4,480円」を「4,560円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「380円」を「390円」に、「700円」を「710円」に、「4

80円」を「490円」に改める。

別表第2の6の表中「5,180円」を「5,280円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「15,450円」を「15,740円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「7,440円」を「7,580円」に、「4,540円」を「4,620円」に、「1,630円」を「1,660円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「2,210円」を「2,250円」に、「550円」を「560円」に、「430円」を「440円」に、「600円」を「610円」に、「480円」を「490円」に、「380円」を「390円」に、「920円」を「940円」に、「650円」を「660円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表第3の1の表中「22,800円」を「23,220円」に、「3,880円」を「3,950円」に、「4,650円」を「4,740円」に、「4,980円」を「5,070円」に、「5,760円」を「5,870円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「66,430円」を「67,660円」に、「8,870円」を「9,030円」に、「28,650円」を「29,180円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「870円」を「890円」に、「86,060円」を「87,650円」に、「6,620円」を「6,740円」に、「2,640円」を「2,690円」に、「660円」を「670円」に改める。

別表第3の2の表中「560円」を「570円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「440円」を「450円」に改める。

別表第3の3の表中「324,000円」を「330,000円」に、「78,840円」を「80,300円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「18,360円」を「18,700円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「9,720円」を「9,900円」に改める。

別表第3の4の表中「430円」を「440円」に、「330円」を「340円」に改める。

別表第4の1の表中「490円」を「500円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「430円」を「440円」に改める。

別表第4の2の表中「24,210円」を「24,660円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「870円」を「890円」に、「72,860円」を「74,210円」に、「6,620円」を「6,740円」に、「2,640円」を「2,690円」に改める。

別表第4の3の表中「330円」を「340円」に、「1,770円」を「1,80

0円」に、「1,410円」を「1,440円」に改める。

別表第4の4の表中「560円」を「570円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「700円」を「710円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成31年4月1日

(3) 第2条及び次項の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の熊本県都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の2の表から別表第1の4の表まで、別表第2の1の表から別表第2の6の表まで及び別表第3の1の表から別表第4の4の表までの規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「第3号施行日」という。）以後の管理、占用又は使用に係る使用料について適用し、第3号施行日前の管理、占用又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例の使用料については、第3号施行日前においても、新条例の使用料に関する規定の例により、新条例に定める額を徴収することができる。

(提案理由)

熊本県民総合運動公園陸上競技場の改修に伴い使用料の追加等を行うとともに、消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い適切な措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。